

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

令和5年1月27日

近畿地方整備局長

渡辺 学

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、近畿地方整備局管内における公共工事において発生する建設副産物の適正処理及び建設発生土の工事間利用促進のため、WEB オンラインシステムにより建設副産物及び建設発生土に関する情報を提供するものである。

建設副産物・建設発生土等の情報は、工事施工時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 概要

- (1) 件名 建設発生土等情報提供業務
- (2) 内容 建設発生土に関わる情報提供
建設副産物に関わる情報提供
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

3. 目的

本件は、建設発生土及び建設副産物の有効利用を促進するため、近畿地方整備局管内において、直轄工事及び他の公共機関が発注する工事の建設発生土の搬出・搬入に関する情報と、建設副産物の排出計画・実績、受け入れ可能な再資源化施設及び最終処分場に関する情報を近畿地方整備局の各発注機関に提供することを目的とする。

4. 応募要件

- 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 競争参加資格（全省庁統一資格）

令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 31 日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている）
 - ③ 参加意思確認書の提出期限の日から開札日までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 近畿地方整備局長から参加者の有無を確認する公募手続きにかかる説明書の交付を直接受けたものであること。
 - ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 31 日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和 4 年 3 月 31 日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
 - ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 技術力に関する要件
公共事業に関わる情報について WEB オンラインシステムによりの確に提供を行えること。
 - 3) 中立性・公平性に関する要件
工事及び業務の実績情報の取扱いに関する中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。
 - 4) 守秘性に関する要件
 - ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則等に明記していること。
 - ・ 守秘義務に関する講習会・研修等を定期的実施していること。
 - 5) 執行体制に関する要件
システムユーザーのためのヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応を行う体制を構築できること。また、24 時間体制のシステム監視機能を配備してシステム監視を行うとともに、システム障害が発生した場合には、早急に原因調査、復旧作業を行う体制がとれること。

6) 実績に関する要件

下記に示される同種の実績について、平成25年度以降公示日までに完了した案件（令和4年度完了予定も対象に含む）（再委託による実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。

- ① 同種業務：公共事業に関わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

大手前合同庁舎 8階

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 06-6942-1141 E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年1月27日から令和5年2月6日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで（電子メールによる、説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の12時00分まで）。上記5. (1)に同じ。

電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「建設発生土等情報提供業務」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は上記5. (1)に問い合わせること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月6日12時00分 上記5. (1)に同じ。持参、または郵送（書留郵便等記録が残るもの）とする。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出期限：令和5年3月3日12時00分

(4) 本業務は、令和5年4月1日から履行を開始するものとする。本業務にかかる年度開始前の見積り徴取時は、契約相手方の決定を保留とした上で、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は令和5年4月3日とする。なお、本業務は、令和5年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該業務にかかる令和5年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が令和5年4月4日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の

契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。

(5) 詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長

渡辺 学 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を< kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp >までメールで送付してください。

件 名：建設発生土等情報提供業務

会 社 名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日